

高知県災害派遣福祉チーム概要

(目的)

・大規模災害発生時に、一般の避難所における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、災害派遣福祉チームを設置する。

(チーム編成)

1 チーム当たり4～6名程度で、下記の役割を担うことができる者で構成

- ・要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者。
- ・介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者。
- ・連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者。

(チーム員の資格)

次の①～④の要件を満たす者

- ①国家資格又は公的資格を持つ者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師等）、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員等、特に会長が認めた者。
- ②当該業務経験が3年以上の者。
- ③協定を締結した協力団体に所属している者。
- ④別に定める研修を修了した者。

(活動内容)

①避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

- ・避難者等の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を事務局に報告する。
- ・緊急に対応が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ・要配慮者の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

②要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ・要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- ・避難所において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

③その他

- ・避難所の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解決に向けて調整する。
- ・その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

(活動基準)

・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生し、県に派遣の要請があった場合で派遣する必要が認められたとき。

(派遣先)

・県内の一般の避難所とする。なお、県外で災害救助法が適用される災害が発生し、国又は他の都道府県から知事に対して派遣要請があり、知事が必要と認めた場合は、県外に派遣する。

(活動期間)

・原則として移動日も含め 7 日間程度とする。（必要に応じて期間を延長する場合がある）

(各団体の役割)

(県)

- ・被災情報の収集、関係機関との連絡調整
- ・派遣要請の受け付け、派遣の可否判断、派遣の指示
- ・活動に要する予算の確保

(事務局)

- ・チーム員の登録管理
- ・研修の実施（登録研修、スキルアップ等）
- ・チーム員及び関係機関との派遣調整

(協力施設及び協力団体)

- ・チーム員候補者の推薦
- ・派遣に関する調整

(事前協定)

・チームの派遣に協力する協力団体は、派遣協力申出書を県に提出し、派遣に関する協定を締結する。

(研修及び訓練)

・チーム員の技術の向上のため、研修及び訓練の機会を確保する。

(費用負担)

・チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

（想定する経費：日当、時間外手当、旅費、使用料、燃料費、消耗品費）

・県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、保険料を負担する。

・前 2 項以外の費用については、別途協議する。